

平成29年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

事業名	港湾労働者派遣事業対策費			担当部局庁	職業安定局	作成責任者			
事業開始年度	平成12年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	建設・港湾対策室	建設・港湾対策室長 吉野 彰一			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	港湾労働法第30条第4号、第31条第1項及び雇用保険法第62条第1項第6号			関係する計画、通知等	港湾雇用安定等計画(平成26年3月28日厚生労働省告示第120号)				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業(※備考参照)が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助)								
実施方法	交付								
予算額・執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
	予算の状況	当初予算	228	238	238	238	238		
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		228	238	238	238	238		
	執行額		205	216	224				
執行率(%)		90%	91%	94%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		90%	91%	94%					
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	港湾労働者派遣事業等交付金	228	228						
	庁費	5	5						
	諸謝金	2	2						
	職員旅費	2	2						
	委員等旅費	1	1						
	計	238	238						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 93%以上	雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合	成果実績	%	98.4	98.3	99.4	-	-
			目標値	%	92	92	93	-	93
			達成度	%	107	106.8	106.9	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	厚生労働省職業安定局調べ								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度
	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立割合 83%以上	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立割合	成果実績	%	91.8	86.4	87.3	-	-
			目標値	%	83	83	83	-	83
			達成度	%	110.6	104.1	105.2	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	厚生労働省職業安定局調べ								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	活動実績	当初見込み							
港湾労働者派遣事業に係る派遣のあっせん申込及び相談援助の件数	活動実績	人		28,081	29,007	28,268	-		
	当初見込み	人		26,926	27,757	28,424	28,452		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	港湾労働者派遣事業業務経費(百万円) ／派遣のあっせん申込数	単位当たりコスト					円/件	9,303	10,234
		計算式	/	201百万円 ／ 21,649件	225百万円 ／ 21,988件	225百万円 ／ 21,718件	225百万円/21,785件		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること(IV-2)							
		施策	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(IV-2-1)						
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標年度
								-	年度
	港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合	実績値	%	91.8	86.4	87.3	-	-	
		目標値	%	83	83	83	-	83	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等 ②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に対する相談援助) 港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。								
	改革項目	分野:	-	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度
		-	年度		-			年度	
成果実績		-	-		-			-	-
	目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度	
				-			年度	-	年度
	成果実績	-		-			-	-	-
	目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	港湾運送事業における波動性及び第三者による違法な介入等のおそれがあることから、国の指導監督の下、一定要件により、公正・中立かつ迅速に労働力の需給調整(港湾労働者派遣事業)を行う必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法令に基づき、国が実施すべきもの。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	船舶積卸量等の実績を鑑み国民経済上重要性が高い、港湾労働法の適用対象となる6大港において、港湾労働者派遣事業を適正に運営することにより、雇用の安定はもとより、貨物の安定的な輸送を実現できることから、優先度の高い事業となっている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	港湾労働法第28条に定める指定法人への交付金であり、競争性は確保されていない。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			
	競争性のない随意契約となったものはないか。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	法令に基づき指定法人に実施させるものとされているため、国が負担する必要がある。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業目的に照らし、必要経費を精査した上で、交付決定している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業目的に照らし、必要経費を精査した上で、交付決定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-		
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-			
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	節約努力によるコスト削減及び効率的な業務運営により、財政支出を削減している。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績については、港湾労働者及び事業主のニーズを把握し、効率的なあっせん業務に努めたことにより目標を達成しており、成果目標に見合ったものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	業界の事情に精通し、事業実施に必要なノウハウを有している港湾労働法第28条に規定する指定法人に行わせることにより、高い実効性を確保している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みに見合った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	整備されたシステム等の活用を通じて、派遣制度の管理を行っており、派遣あっせんによる派遣成立割合は87.3%である。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は、港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等を行い港湾労働者派遣事業を適正に運営する事業である。 一方、港湾労働者就労確保支援事業は、港湾労働者や港湾運送事業主に対する各種講習等を行う事業であり、両事業は役割を異にしている。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	厚生労働省	0507		港湾労働者就労確保支援事業
点検・改善結果	点検結果		成果実績においては、毎年度目標を達成しており効果的、効率的な事業が実施できているといえる。また、港湾労働安定協会を港湾労働法における指定法人として指定することについて、「厚生労働省 独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書の中では、検証がなされたが、港湾労使による自主団体として発足した経緯と業務運営の港湾労使による相互チェック機能が働いていること、さらに事業実施に必要なノウハウや、これまでの事業主や労働者に対する各種相談援助の実績、訓練や研修等による港湾労働者の安全性の確保等から、引き続き港湾労働安定協会を指定することが妥当である、とされている。	
	改善の方向性		本事業については成果実績や活動実績において事業の効果等の把握を行っており、成果目標は達成しているが、今後も港湾労働者派遣事業における派遣労働者及び事業主のニーズを的確に把握し、より一層効率的なあっせん業務に努める。また、予算については平成22年度予算において、業務を見直し、①節約努力によるコスト削減及び②優先順位の比較的低い事業の廃止により、財政支出を削減した。これ以上の削減は、港湾労働者派遣制度の適正な運用が担保されないおそれがあり、法の目的である港湾運送事業における必要な労働力の確保にも影響が生じると考える。	
外部有識者の所見				
点検対象外				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現状通り	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。			

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状通り

備考

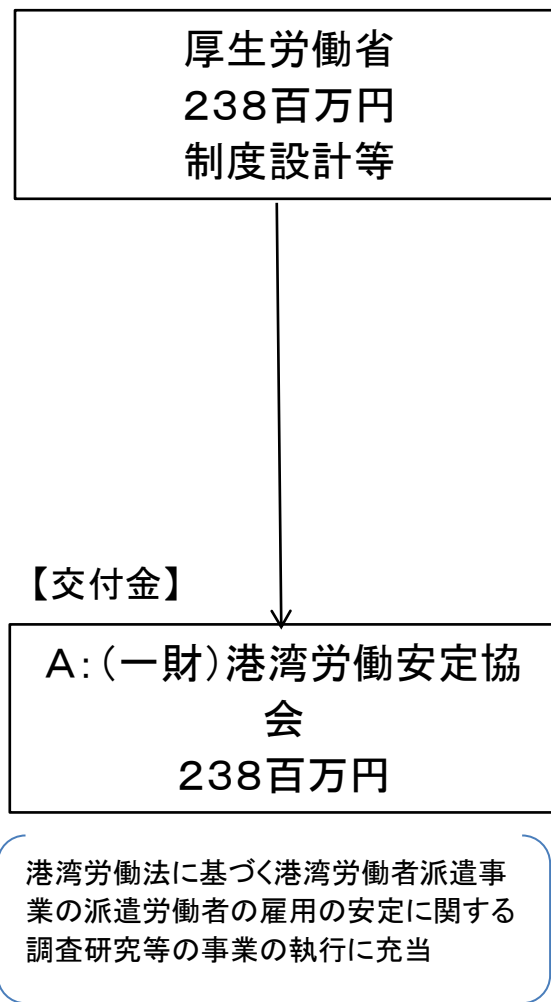
港湾運送事業には貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴(港湾運送の波動性)があるため、個別企業の常用労働者のみにより荷役作業を処理するには限界があるが、企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当介入する弊害も生ずる恐れがある。このため、港湾労働法では、六大港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、関門)において、一定の要件の下に、港湾運送事業主間で常用労働者の相互活用を可能とする港湾労働者派遣制度を設けている。これにより、港湾運送については、①原則として企業常用労働者を使用し、不足する場合には②港湾労働者派遣制度の派遣労働者を使用し、それでもなお、不足する場合には、③安定所紹介による日雇労働者、④直接雇用の日雇労働者を使用するという雇用秩序が確立・維持されている。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	730	平成23年度	663	平成24年度	587
平成25年度	500	平成26年度	500	平成27年度	512
平成28年度	511				

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかにつ  
いて補足する)  
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.(一財)港湾労働安定協会			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	人件費	職員給与、福利厚生費	159			
	事業費	諸謝金、賃借料	47			
	管理費	通信運搬費、光熱水量費	22			
	その他	旅費、印刷製本費	10			
	計		238	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

